

不利益処分処分基準

処 分 の 内 容	規定違反に対する児童扶養手当支給の制限	
根拠法令及び条項	児童扶養手当法第 1 4 条	
所 管 部 課 係 名	こども未来部こども支援課こども給付係	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	児童扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 1 受給資格者が、正当な理由がなくて、第 2 9 条第 1 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。 2 受給資格者が正当な理由がなくて、第 2 9 条第 2 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 3 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。 4 受給資格者（養育者を除く。）が、正当な理由がなくて、求職活動その他内閣府令で定める自立を図るための活動をしなかったとき。 5 受給資格者が第 6 条第 1 項の規定による認定の請求又は第 2 8 条第 1 項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定（令和 8 年 6 月 1 2 日最終変更）